

マイナス金利に関する実務対応報告案、公表

— A S B —

去る1月26日、企業会計基準委員会は第353回企業会計基準委員会を開催した。

マイナス金利関連

これまでの審議を踏まえて修

文した、実務対応報告公開草案「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」が事務局から示され、公表が承認された(1月27日)に公表され、3月3日までコメント募集が行われている)。

実務対応報告案では、割引率の基礎とする利回りがマイナスとなる場合について、「①利回りの下限としてゼロを利用する方

は、実務対応報告案では、割引率の基礎とする利回りをそのまま利用する方法」のいずれとなる場合について、「①利回りの下限としてゼロを利用する方

は工事損失引当金にとどめ、現行実務を大幅に変更しないこととなるが、「基準の範囲に含めるの

ことができる場合には、引当金を計上する」との定めをおくことに対し、「基準の範囲に含めるの

告における取扱いを平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討する」ともされている。

収益認識

第76回収益認識専門委員会では、「顧客との契約から損失が見込まれる場合の取扱い」に関する事務局提案「顧客との契約から損失が見込まれ、金額を見積

「繰延法のほうが経営管理との親和性も高い」などとして、「繰延法のままとする案や「米国基準に合わせる案」棚卸資産は繰延法、それ以外の資産は資産負債法とする」を推す声が聞かれた。そのため、事務局で再度検討が行われる見込み。

① 企業結合会計基準に係る条件付取得対価の取扱い
② 子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

これに対し、事務局は、公表の適用範囲会議から次の新規テーマが提言されていることを受け、企業結合専門委員会を開し検討を行うこととされた。

では、「未実現損益の消去に係る税効果」について、「IFRSに合わせる案(繰延法から資産負債法へ変更)」を支持する意見(資産負債法への変更によるコストは懸念するほどではないとする意見)が聞かれていた。

しかし、主に作成者側の委員からは「資産負債法へ変更するコストは企業によって異なる」、

「繰延法のほうが経営管理との親和性も高い」などとして、「繰延法のままとする案や「米国基準に合わせる案」棚卸資産は繰延法、それ以外の資産は資産負債法とする」を推す声が聞かれた。そのため、事務局で再度検討が行われる見込み。

これに対し、事務局は、公表の適用範囲会議から次の新規テーマが提言されていることを受け、企業結合専門委員会を開し検討を行うこととされた。

企業結合専門委員会の再開

ことはできる」という考え方に対する意見があつた。具体的には、専門委員会で検討するこ

とを明らかにした日や公開草案を公表した日など、公表日以前の時点で取扱いを分ける考えが示されていた。

予約権の会計処理、引き続き検討

— A S B —、実務対応専門委員会

適用関係

去る1月27日、企業会計基準委員会は第97回実務対応専門委員会を開催した。今回も前回(2017年1月10日・20日合併号情報フランシュ参照)に

に従つて会計処理することを、結論の背景に記載する「案も示された。委員からは後者を推す意見が聞かれており、専門委でも再度検討される予定。

文案については前回の意見を踏まえ、事務局よりいくつか修正案が提示された。

たとえば、現状の文案に定める取引以外の取引も取扱いを示すべきとの意見が聞かれていたが、対象範囲を広げず典型的な取引のみ取扱いを示すことが結論の背景に加えられた。また、

当該有償新株予約権を付与する取引について、権利確定時点に付与した取引については、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができるという考え方のもと、公表日以後に付与されるものから適用することを提案していた。しかし、「従来採用していた会計処理を継続することを前提に検討を行つた。

ことはできる」という考え方に対する意見があつた。具体的には、専門委員会で検討するこ

とを明らかにした日や公開草案を公表した日など、公表日以前の時点で取扱いを分ける考えが示されていた。

いた点など、今回事務局が基準案を変更しないとしたいくつかの箇所において、専門委員か

らは「見直すべき」といった意見が聞かれた。

国際会計

のれんの減損テストを1ステップとするASU、公表—FASB

去る1月26日、FASBは会計基準アップデート(AASU)2017-04「無形資産—のれんおよびその他(トピック350)」のれんの減損テストの単純化を公表した。

現行の「のれんの減損テスト」

現行ののれんの減損テストは、2つのステップで行われる。ステップ1では、のれんを含む「報告単位の帳簿価額」と「報告単位の公正価値」の比較が行われ、のれんを含む「報告単位の帳簿価額」が「報告単位の公正価値」を上回る場合にステップ2に進む。

ステップ2では、「のれんの帳簿価額」と「のれんの暗示する(implied)公正価値」(減損テスト)で、企業結合と同様な手法(被取得企業の資産と負債を原則として公正価値で評価する手法)で計算されたのれんの帳簿価額が「のれんの暗示する(implied)公正価値」を超えた場合にのれんの減損損失が認識される。

本ASUの内容

本ASUでの改訂は、のれんの減損の概念を「のれんの帳簿価額がのれんの暗示する公正価値を超える状況」から、「報告単位の帳簿価額が公正価値を超える状況」へ修正している。その他の改訂を含めた本ASUの主な内容は以下のとおりである。

本ASUでの改訂は、のれんの減損の概念を「のれんの帳簿価額がのれんの暗示する公正価値を超える状況」から、「報告単位の帳簿価額が公正価値を超える状況」へ修正している。その他の改訂を含めた本ASUの主な内容は以下のとおりである。

本ASUは、将来に向かつて適用される。SECに登録している公開事業企業には、2019年12月16日以降開始する年度の期末または期中の減損テストから適用される。2017年1月1日以降の期末または期中に実施される減損テストについては早期適用が認められる。

FASBは、次のフェーズとしての追加の改訂(のれんの償却の認容または強制的検討、減損テストの方法のさらなる改訂を含む)については、本ASUの有効性の評価やIASBにおけるのれんと減損に関するプロジェクトの動向をみてから決定する予定である。

報告単位の定量的な減損テストを実施するかどうかを判断するにあたっては、のれんの減損が存在する可能性が50%を超える(more likely than not)かどうかの定性的評価を行うオプションを企業に与えている。報告単位の帳簿価額がプラスの場合、報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位の存在その報告単位に配分されているのれんの帳簿価額、報告単位が含まれる報告セグメントの開示要求を追加する。

範囲で、現行のステップ1により、のれんを含む「報告単位の帳簿価額」が「報告単位の公正価値」を上回る金額でのれんの減損損失を計上する)。

- 報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスの場合に定性的評価を強制する要求を削除し、オプションとする。これにより、報告単位の帳簿価額がプラスの場合と同じ取扱いとする。ただし、帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位の存在その報告単位に配分されているのれんの帳簿価額、報告単位が含まれる報告セグメントの開示要求を追加する。

経理用語の豆知識

連結資本連続手続上の投資と資本

資本連続手続において子会社の資本と相殺消去される親会社の子会社に対する投資額は、支配獲得の時価によるものとされている。また、連結財務諸表において、株式の段階取得により支配を獲得する場合には、支配獲得前から保有していた当該会社の株式の取得原価に含まれている付随費用は段階取得による損益として処理されることとなる。

資本連続手続において相殺消去の対象となる子会社の資本の額は、①個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本に、②個別貸借対照表上の純資産の部における評価・換算差額等、③資産および負債の時価と当該資産および負債の個別財務諸表上の金額との差額(評価差額)を加えた額となる。子会社の資産および負債の時価評価額は、原則として市場価格等に基づく評価額とするが、個々の貸借対照表項目について、売買契約等により合意された評価額が存在し、かつ、それらに合理性がある場合には当該金額によることができる。

親会社の決算日の変更に伴う会計処理の開示

連結会計基準は、連結財務諸表の作成に関する期間を1年とし、親会社の会計期間に基づき、年1回の一定の日をもって連結決算日とすると規定しており、決算日の変更が行われた場合でも連結財務諸表は親会社の会計期間に基づき作成されることになる。決算日の変更は会計方針の変更に該当しないが、四半期報告制度や次年度以降の比較情報の有用性等を考慮すると、会計方針の変更の取扱いに準じて親会社の第1四半期から四半期連結決算日の統一を行うことが適当と考えられる。

たとえば、親会社の決算日を子会社に合わせて3月から12月に変更し9ヶ月の事業年度(4月から12月まで)として決算を行う場合、決算日変更後の親会社の事業年度に係る会計期間は9ヶ月となり、子会社の事業年度に係る会計期間は12ヶ月(1月から12月)となる。

子会社の1月から3月までの損益については利益剰余金で調整する方法と損益計算書を通じて調整する方法がある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年1月27日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	1月27日に、実務対応報告公開草案51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」を公表したこと等を受けたもの。 https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/plan/	—
2017年2月2日	職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて(文書回答事例)	名古屋国税局	平成27年特許法改正において設けられた「職務発明に係る特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度」を導入し、職務発明を行った従業員等に対して補償金を支給することとした場合の、補償金に関する税務上の取扱いを示したもの。 http://www.nta.go.jp/nagoya/shiraberu/bunshokaito/shotoku/170206/index.htm	—

批判 本筋ではない為替相場誘導の

金融

米トランプ大統領は1月31日、米企業幹部との会合で「他国は資金供給と通貨切り下げで有利な立場をとってきた。中国や日本は何年も通貨安誘導を繰り広げている」と述べ、日本が円安誘導策をとっていると批判した。

米商務省による昨年のデータをみると、アメリカの貿易赤字は昨年11月までの累計

で、对中国3,193億ドル、対日本624億ドル、対ドライ

ツ596億ドル、対メキシコ588億ドルの順(サービスを除いた取支)となつており、確かにアメリカの対日本での貿易赤字幅は目立つたものになつていて。

基軸通貨国であるアメリカは自身では為替操作をできないた

め、ドルの対円での減価を実現しようとすれば、日本に円

買い・ドル売りの市場介入を

実施さざる他に、金融政策を引締め方向に転換させる、約

1兆1,000億ドル保有している米国債を売却させるなどい

くつかの方策はある。

しかし、市場介入と米国債売却は関連しているうえに、中国に代わって再び米国債最大の保

有国になつた日本による売却

は、長期金利上昇のみならず幅広く世界の各市場のリスク要因となるため現実味はないだろう。1985年のプラザ合意の際の協調介入のような政策は実現可能性が低い。

確かに、2013年以降対ド

ルで円安が進んだのは、黒田日

銀総裁による大規模金融緩和策

の結果という要因もある。しか

し基本的に、日米の景気の温

度差からアメリカは金融緩和策

雇用の最大化といった中央銀行

本来の使命からは外れることに

なる。たとえてみれば、「角を矯

めて牛を殺す」ようなものであ

る。プラザ合意の例をみるまで

もなく、為替相場の操作では根

本的な問題解決にならない。

ただ、それでは物価の安定と

雇用の最大化といった中央銀行

本来の使命からは外れることに

なる。たとえてみれば、「角を矯

めて牛を殺す」ようなものであ

る。プラザ合意の例をみるまで

もなく、為替相場の操作では根

本的な問題解決にならない。

また、TPPから離脱する大

統領令に署名した大統領は、N

AFTAの見直し、日本などと

は2国間の自由貿易協定の交渉

に臨むという姿勢を打ち出して

いる。「アメリカ第一」の態度で

出てくることは確実で、為替相

場にも干渉してくるだろう。

一方、アメリカ経済は順調に

需要拡大が続いており、大統領

が公約のインフラ投資、減税を

実施すれば、失業率の低下、イ

ンフレ高進となり、F R Bは利

上げペースの引上げを迫られる

ことになる。そうすると、金利

上昇、ドル高となり、住宅・不

動産市場の減退、貿易赤字の

大につながる。とうてい大統領

の容認できる状況ではなく、独

立性を保証されたF R Bに強権

介入して、アメリカ経済を混乱

させる懸念がある。

これからは、日米とも企業収

益がよいか、経済が順調だか

ら、株価上昇が期待できる、と

いった発想は禁物である。

の出口を探り、日本は出口の議論すらできないという状態が続いたことが大きい。

したがつて、日本に金融緩和の出口論議を促し、一時は今年3回の利上げを市場に織り込ませた米F R Bが利上げ抑制方向へ転じるように促すのであれば、円安は正策として筋は通る。ただ、それでは物価の安定と現可能性がカギとなる。

また、TPPから離脱する大統領令に署名した大統領は、N AFTAの見直し、日本などとは2国間の自由貿易協定の交渉に臨むという姿勢を打ち出している。「アメリカ第一」の態度で出てくることは確実で、為替相場にも干渉してくるだろう。

大統領令に右往左往する株式市場

証券

1月20日のトランプ新大統領の就任式後、アメリカ株価は調子よく弾み、N Yダウは2万ドルの大台を突破した。

しかし、特定国民の入国禁止という強硬な大統領令は、世界経済への悪影響が必至であるだけに、やはり警戒感が台頭、株価は反落した。

これは世界同時株安かと思われたが、中国、インド、シンガポールなど日本以外のアジア勢は連動せず、堅調である。移民問題とはやや距離があるという

ところが目下発表中の第3四半期決算では、トランプ円安の効果で2016年度決算を上方修正する企業が目立つ。2カ月

ほど続いた円安で通年の想定円相場が円安方向に修正され、利益が上積みされたからである。

2016年度の残り2カ月間、1ドル=110円台が維持され

るかどうかがカギとなる。

一方、アメリカ経済は順調に

需要拡大が続いており、大統領

が公約のインフラ投資、減税を

実施すれば、失業率の低下、イ

ンフレ高進となり、F R Bは利

上げペースの引上げを迫られる

ことになる。そうすると、金利

上昇、ドル高となり、住宅・不

動産市場の減退、貿易赤字の

大につながる。とうてい大統領

の容認できる状況ではなく、独

立性を保証されたF R Bに強権

介入して、アメリカ経済を混乱

させる懸念がある。

これからは、日米とも企業収

益がよいか、経済が順調だか

ら、株価上昇が期待できる、と

いった発想は禁物である。

ところが目下発表中の第3四半期決算では、トランプ円安の効果で2016年度決算を上方修正する企業が目立つ。2カ月

ほど続いた円安で通年の想定円相場が円安方向に修正され、利益が上積みされたからである。

2016年度の残り2カ月間、1ドル=110円台が維持され

るかどうかがカギとなる。

一方、アメリカ経済は順調に

需要拡大が続いており、大統領

が公約のインフラ投資、減税を

実施すれば、失業率の低下、イ

ンフレ高進となり、F R Bは利

上げペースの引上げを迫られる

ことになる。そうすると、金利

上昇、ドル高となり、住宅・不

動産市場の減退、貿易赤字の

大につながる。とうい

て大統領の発言で為替相場がどう動くのか、一時も落

ち着けそうにない。

しかし、市場介入と米国債売却は関連しているうえに、中国に代わって再び米国債最大の保

有国になつた日本による売却

却は関連しているうえに、中国に代わって再び米国債最大の保

有国になつた日本による売却